

レンタカー法人会員規約

第1条（レンタカー法人会員制度）

レンタカー法人会員制度（以下本制度という）は、JR 東日本レンタリース株式会社（以下「当社」といいます）が運営する本制度の会員のレンタカー利用の利便性をはかる制度です。

第2条（会員登録）

会員登録は、本規約を承認のうえ、所定の申込書を提出して申し込むことにより受けることができます。申込みを受けた場合、当社は所定の審査を行ったうえで適当と判断した場合に会員として登録します。なお当社は登録の際に会員ごとに支払方法を定めます。

第3条（ビジネスカードの貸与）

- 1 当社は会員に対して会員が申請をした枚数のビジネスカードを貸与します。
- 2 ビジネスカード（以下、「カード」といいます。）の所有権は当社に帰属します。会員は善良なる管理者の注意をもってカードを保管、利用するものとし、第三者に貸与、譲渡、担保提供する等、カードの占有を第三者に移転することはできません。
- 3 カードの管理、使用に関して、会員が前項に違反しそれに起因して不正に利用された場合の損害は、事由の如何を問わず会員の負担とします。

第4条（レンタカーの利用）

- 1 会員がレンタカーを利用するときは、あらかじめ会員であることを明示のうえ、インターネットからの予約、または予約センターまたは利用店舗への予約を行ったうえで借り受けるものとします。
- 2 会員はレンタカー営業所にて、当社が発行するビジネスカードを提示のうえ、運転者の運転免許証を提示し必要な手続きをしたうえでレンタカーを借り受けることができます。
- 3 会員がレンタカーを借り受ける場合には、駅レンタカーの商標を掲げかつ当社が運営している店舗を利用することができます。なお、ジェイアール北海道レンタリース株式会社、株式会社東海交通事業、JR 西日本レンタカー&リース株式会社、株式会社駅レンタカー四国及び JR 九州レンタカー&パークینگ株式会社の店舗においても利用することができます。この場合の予約については、予約センターにて行うものとします。

第5条（利用料金）

会員が利用するレンタカーの料金は、当社が別に定める法人顧客用料金とします。なお経済事情の変動、その他相当の事由により料金を改定することがあります。

第6条（代金支払）

会員は会員登録の定めにより請求書による後払いまたは現金払いにより、レンタカー利用代金を支払います。

1 後払い

会員は当社からの請求書に基づき、請求書を受領した月の翌月末日までにレンタカー利用代金を当社が指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。この場合、支払いに伴う振り込み手数料は会員の負担とします。レンタカーの後払代金の限度額は1か月あたり 500,000 円とします。なお当社の判断で限度額を増額することができます。期日までに会員が支払わなかった場合には、当該期日の翌日から支払いをした日までの日数に応じて、支払い金額に対して年利 14.5% の割合で計算した遅延損害金を支払うものとします。

2 現金払い

会員はレンタカーを利用した営業所にてレンタカー利用代金を現金で支払うものとします。

第7条（貸渡約款の遵守）

会員は本規約の定めのない事項については、当社の貸渡約款に従い、レンタカーを利用するものとします。

第8条（通知義務）

- 1 会員は、営業譲渡があった場合のほか、商号、住所、電話番号等の届出事項に変更があった場合には、遅滞なくその旨を所定の届出書により通知するものとします。
- 2 前項の通知がないために、当社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着をしなかった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。また通知がないために生じた損害について当社は責任を負いません。
- 3 会員が不在のため、当社からなされた通知が、郵便局に留置された場合は、その留置期間満了時に、会員にその通知が到達したものとみなします。

第9条（退会）

- 1 会員は退会を希望する場合は、所定の書面に貸与を受けたすべてのカードを添えて当社に申し出るにより退会するものとします。
- 2 会員は前項の申し出と同時に当社に対する全債務を直ちに支払うものとします。

第10条（契約の解除）

本契約の有効期間内であっても、会員に次に掲げる事由が発生した場合に、当社は直ちに本契約を解除できるものとし、その場合会員は、期限の利益を喪失して当社に対する全債務を即時に支払わなければなりません。

- (1) 利用代金の支払いを遅延または停止したとき。
- (2) 破産、競売、民事再生法、もしくは会社更生法等の申立てがあったとき、または特別清算等の倒産手続きもしくは清算手続きを開始したとき。
- (3) 第三者から差押、仮差押もしくは仮処分の申立てを受けたとき、または租税滞納処分により督促を受けたとき。
- (4) 振出した小切手が不渡りになったとき。
- (5) 資力信用状態が著しく低下したとき。
- (6) 金融機関の取引停止処分を受けたとき。
- (7) その他本規約ならびに当社の貸渡約款に違反したとき。

第11条（有効期間）

- 1 会員登録の有効期間は1年間とします。ただし、期間満了の日から30日前までに会員または当社から別段の意思表示がないときは期間満了の日の翌日から起算して次の1年間その効力を有するものとし、以後も同様とします。
- 2 有効期間内であっても、当社から相手方に対し1か月前に書面による解約申し入れを行った場合は、その1か月後に会員資格は喪失します。その場合、会員は当社に対して負担する債務を直ちに支払うこととします。
- 3 有効期間内であっても、会員が最後にレンタカーを利用した日から3年間レンタカーの利用がない場合には、当社から会員に対し書面による通知をすることにより会員資格が喪失することとします。

第12条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社および会員は（法人である場合には役職員、自己の代理人もしくは媒介する者、自己の主要な出資者又は経営に実質的に関与する者を含む。）は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でないことを確約します。なお、当社、会員及び連帯保証人は、相手方が反社会的勢力に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らかの催告を要せず、本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められ

るとき。

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 当社および会員は、相手方が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとします。

(1) 暴力的な要求行為。

(2) 法的な責任を越えた不当な要求行為。

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。

(5) その他前各号に準ずる行為。

3 当社および会員は（以下、本項において「解除者」といいます。）が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても解除者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、またかかる解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。

第13条（規約の変更および承認）

当社は必要に応じて、会員の事前の承認なしに、本規約を変更することがあります。本規約を変更する場合、その内容を当社ホームページに掲載する方法で会員に告知することにより行うものとします。本規約の変更は、変更内容をホームページに掲載した時点で効力を生ずるものとします。

第14条（会員情報の取扱い）

当社は本制度による会員から取得した情報を以下の目的で利用します。

(1) 本サービスの提供、会員管理、特典の付与、その他取引の遂行のため。

(2) 当社および当社の提携先が取り扱う商品、サービス、特典等のご案内のため。

(3) その他、上記に付随、関連する業務の遂行のため。

第15条（合意管轄裁判所）

本規約に基づく当社との諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合は、当社の本支店を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第16条（既存のレンタカー契約の取扱い）

当社と会員の間で、すでにレンタカーの法人利用に関わる契約を締結済みの場合、当該契約は当社が会員となることを承認したときに失効するものとします。ただし、当該契約に基づく未履行債務があるときには、当該契約の条項に従って当該債務を履行するものとします。